

# 一般社団法人日本照明委員会

## 定款

大正 11 年 2 月 日本照明委員会創立  
昭和 44 年 11 月 5 日 社団法人認可  
平成 23 年 3 月 23 日 一般社団法人認可  
平成 23 年 4 月 1 日 一般社団法人登記  
平成 23 年 5 月 24 日 一部改正  
平成 26 年 6 月 3 日 一部改正

## 第 1 章 総則

### (名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本照明委員会（英文名.. Japanese National Committee of CIE。略称「JCIE」）と称する。

### (事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。  
2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第 2 章 目的及び事業

### (目的)

第 3 条 この法人は、照明と光に関する科学技術の研究及びその成果の国際的な交流を図り、もってわが国の照明と光に関する科学技術の進歩発展に寄与することを目的とする。この法人が対象とする照明と光に関する科学技術とは、紫外域－可視域－赤外域の波長領域の自然放射及び人工放射に関する視覚、測光及び測色に関する基礎的テーマ、さらに光及び放射の発生と制御方法、環境的効果および美的効果を含む屋内外における光の利用方法に関するテーマを扱うものである。  
2 この法人は、国際照明委員会に日本代表として加盟する。国際照明委員会は、照明と光に関する科学、技術および工芸に関する事項について、この法人を含めた加盟各国代表組織で討議し、その結果を国際標準、勧告、技術報告書としてとりまとめる国際組織である。

### (事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。  
(1) 照明と光に関する国際規格、および関連国内規格制定を推進するための支

- 援・協力事業
- (2) 照明と光に関する科学技術の国際規格、および関連国内規格の調査研究・技術活動事業
  - (3) 照明と光に関する科学技術の標準化事項の普及・啓蒙事業
  - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

### 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員をおく。

- (1) 正会員
    - (ア) 個人会員 次のいずれかに該当する者
      - ① この法人の目的に賛同し、照明と光に関する科学技術に学識経験のある者。
      - ② この法人の目的に賛同し、照明と光に関する科学技術の教育を受け、その業務に従事している者。
    - (イ) 法人会員 この法人の目的に賛同する法人及び団体。
    - (ウ) 特別会員 法人会員から選任された法人会員に属する個人。
  - (2) 名誉会員 この法人に対する功労者又は会長の職にあった者のうちから、理事会の議決を得て、会長が推薦した個人。
  - (3) 終身会員 この法人に継続して30年以上正会員であり、かつ年齢が満70歳以上の正会員が、別に定める規定により認められた者。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出して、入会の申込みを行うものとする。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを申込者に通知する。

(会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は会費として、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該

会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
  - (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに当たったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡、又は解散したとき

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって「法人法」上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事（以下「役員」という）の選任及び解任
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがあるときを除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し

て、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が総会の議長となる。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき各 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面、又は電磁的方法で会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前 3 項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

5 理事会において総会に出席しない正会員が書面、又は電磁的方法で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、当該議決権の数を第 1 項から第 3 項までの出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、前項の議事録に記名押印する。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かななければならない。

## 第5章 役員

### (役員の設定)

第19条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
  - 3 会長以外の理事のうち2名を副会長とする。
  - 4 第2項の会長をもって法人法に規定する代表理事とし、前項の副会長をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事（理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ。）とする。

### (役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

### (理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

### (役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

る。

- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事が第 19 条に定める定数に足りなくなるとき、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第 26 条 この法人は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

## 第 6 章 理事会

(理事会の設置)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過

- 半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときは、その限りでない。
  - 3 理事、監事が、理事又は監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告する事を要しない。
  - 4 前項の規定は、第 21 条第 3 項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

- 第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
  - 3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。前条第 2 項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第 7 章 その他の機関

(運営委員会の設置)

- 第 33 条 この法人に技術運営委員会及び事業運営委員会を置く。
- 2 技術運営委員会は、この法人の照明と光に関する科学技術の国際標準作成に対する日本代表としての調査研究・技術活動事業を推進することを目的とし、事業運営委員会は、この法人の照明と光に関する科学技術の国際標準化事項の国内に対する普及・啓蒙事業を推進することを目的とする。
  - 3 技術運営委員会及び事業運営委員会の委員長は、それぞれ副会長の中の 1 名がこれにあたる。
  - 4 技術運営委員会及び事業運営委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
  - 5 技術運営委員会及び事業運営委員会に関して必要な規則は、理事会の決議により別に定める。

(委員会の設置)

- 第 34 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員長は、正会員の中から会長が委嘱する。
  - 3 委員会の委員は、委員長が正会員及び学識経験者のうちから選出し、理事会の承認をもって委員とする。

## 第8章 財産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て定時総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号から第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 公益目的支出計画実施報告書
  - (4) 貸借対照表
  - (5) 正味財産増減計算書
  - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に10年間備え置くものとする。
  - 3 定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - 4 会員名簿を主たる事務所に備え置き、会員の閲覧に供するものとする。
  - 5 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第40条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。



(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

(公告)

第 42 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

## 第 11 章 事務局その他

(事務局)

第 43 条 この法人に事務局を置き、職員の任免は会長が行う。

- 2 事務局の組織、内部管理に必要な規定その他については、理事会が定める。
- 3 事務局長は、理事会の決議に基づき、会長が任命する。

## 第 12 章 補足

(委任)

第 44 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は理事会の決議を経て、会長が定める。

附則

- 1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立登記を行った時は、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、澁田隆義、業務執行理事は、阪口敏彦、中村芳樹とする。